



宮 崎 県 公 報

平成26年3月3日(月曜日) 第 2569 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則

○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則…………… (財政課) 1

告 示

○平成26年度における特定調達契約に係る競争入札参加資格…………… (総務事務センター) 1

○牛、馬、豚、鶏及び蜜蜂の監視伝染病の発生予防のための検査の実施…………… (家畜防疫対策課) 2
○道路の区域の変更 (5 件) …………… (道路保全課) 3
○道路の供用の開始 (4 件) …………… (“) 4

公 告

○二級建築士試験及び木造建築士試験の実施…………… (建築住宅課) 5

県 議 会 告 示

○宮崎県議会議会運営委員会委員の定数…………… 6

規 則

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。
平成26年3月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第 5 号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 (平成25年宮崎県条例第35号) の施行期日は、平成26年3月20日とする。

告 示

宮崎県告示第 130号

平成26年度において、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成7年宮崎県規則第69号) 第2条第5号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札 (以下「競争入札」という。) に参加する者に必要な資格を次のとおり告示する。

平成26年3月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
別表に掲げる種目のとおり
- 2 競争入札の参加者の資格
物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱 (昭和46年宮崎県告示第93号。以下「要綱」という。) に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

(1) 申請の方法

要綱第3条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書 (以下「申請書」という。) 及びその申請書に添付する書類 (要綱第3条第2項に規定する添付書類をいう。以下同じ。) は、持参又は送付 (郵便にあっては、書留に限る。) により提出すること。

なお、申請書類 (申請書及びその申請書に添付する書類をいう。以下同じ。) を提出する際は、参加希望の入札案件名を申し出ること。

(2) 申請書類の受付期間

申請書類は、随時 (土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前8時30分から午後5時まで) 受け付けるが、入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(3) 申請書の配布場所及び申請書類の提出場所並びに申請についての問合せ先

宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208

なお、申請書は、県庁ホームページの「申請書ダウンロード」の画面からダウンロード可能。

(4) 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

申請書の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

なお、申請書に添付する書類のうち外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

4 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、郵便により通知する。

5 資格の有効期間及び更新手続

(1) 有効期間

資格を取得した日から平成26年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

有効期間の更新を希望する者は、平成26年7月1日から平成26年7月31日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) に有効期間更新の申請を行うこと。

6 その他

要綱に基づき資格を有している者 (この告示の公表の際現に資

格の申請を行っている者を含む。) は、同じ種目の資格を要件とする競争入札については、この告示による申請の必要はない。

別表

業 種	営 業 種 目	種 目
物品に関する業種	文具・事務機類	紙・文具
		事務機器
		OA機器
		視聴覚教材機器
		印章
	一般機械器具類	家電製品
		電気機器
		通信機器
		厨房機器
		防災保安機器
		工作機器
		その他
		医療・理化学機器類
	理化学機器	
	計測機器	
	介護福祉機器	
	農林水産・土木機器類	農林水産業機器
		建設土木機器
	材料類	土建用資材
		標識
		塗料
		諸材
	車両・船舶・航空機類	車両販売・整備
		船舶販売・整備
		航空機販売・整備
		バイク・自転車
	印刷類	平版活版
		軽印刷
		フォーム印刷
		特殊印刷
		青写真
		航空写真・マイクロ写真
	薬品類	医薬品
農業薬品		
化学工業薬品		
燃料類	石油製品	
	高圧ガス	
家具・木工類	家具・木工	
	室内装飾・畳	
寝具・被服類	寝具	

百貨・日用品類	被服・装備品	
	消防・警察用品	
	靴・鞆	
	百貨	
	記念品・美術品	
	写真・カメラ	
	時計・貴金属	
	ガラス・陶器	
	楽器	
	スポーツ用品	
	金物・荒物・雑貨	
	食品	
	看板・旗類	看板
		旗・染物
	その他	シート・テント
肥飼料・種苗		
書籍		
古物買受		
その他		
サービス(役務の提供)に関する業種	賃貸業務	電算機器
		事務機器
		その他
	広告・宣伝	広告代理
		催事企画展示
		デザイン制作
		その他
	電算業務	電算処理(システム開発を含む。)
		データエントリー
		その他
その他	クリーニング	
	運送	
	廃棄物処理	
	調査・研究・検査	
	その他	

宮崎県告示第 131号

牛、馬、豚、鶏及び蜜蜂の監視伝染病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、検査の対象となる牛、馬、豚、鶏及び蜜蜂の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成26年3月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

家畜の種類	監視伝染病の種類	家畜の範囲	検査の方法	実施する区域	実施の期日
牛	ブルセラ病	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育する雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 前2号の牛と同一施設内で飼育している牛 4 実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛	ブルセラ急速凝集反応	県内一円	平成26年 4月1日から 平成27年 3月31日まで

	結核病	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育する雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 前2号の牛と同一施設内で飼育している牛 4 実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛	ツベルクリン皮内反応		
	ヨーネ病	実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛	一般臨床検査及び抗体検査又は遺伝子検査		
	牛白血病	実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛	一般臨床検査及び抗体検査		
	アカバネ病				
	チュウザン病				
	アイノウイルス感染症				
	イバラキ病				
	牛流行熱				
	伝達性海綿状脳症	月齢又は推定月齢が満24月以上で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した死亡牛	エライザ検査		
馬	馬伝染性貧血	実施区域内で飼育されている馬で、家畜保健衛生所が検査馬として選定した馬	一般臨床検査及び抗体検査		
	馬インフルエンザ		一般臨床検査及び抗体検査又は細菌検査		
	馬パラチフス		一般臨床検査及び細菌検査		
	馬伝染性子宮炎		一般臨床検査及び細菌検査		
豚	豚コレラ	実施区域内で飼養されている豚で、家畜保健衛生所が検査豚として選定した豚	一般臨床検査及び抗体検査		
	オーエスキー病				
	伝染性胃腸炎				
	豚繁殖・呼吸障害症候群				
	豚流行性下痢				
鶏	高病原性鳥インフルエンザ	実施区域内で飼育されている鶏で、家畜保健衛生所が検査鶏として選定した鶏	一般臨床検査及び抗体検査又は遺伝子検査		
	低病原性鳥インフルエンザ				
	ニューカッスル病				
	家きんサルモネラ感染症				
	鶏マイコプラズマ病			一般臨床検査及び細菌検査	
蜜蜂	腐蛆病	実施区域内で飼育されている蜜蜂で、家畜保健衛生所が検査蜜蜂として選定した蜜蜂	一般臨床検査又は細菌検査		

宮崎県告示第 132号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年 3 月 3 日から平成26年 3 月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 3 25号	西臼杵郡高千穂町大字三田井字栗毛1398番1地先から同郡同町同大	旧	17.5～24.0	61.3
				新	12.4～20.0	61.3

			字字城ノ平 1351番3地 先まで			
--	--	--	-------------------------	--	--	--

宮崎県告示第 133号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年 3 月 3 日から平成26年 3 月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡美 郷町北郷区 黒木字ヨリ キ 189番 2 地先から同 郡同町同区 黒木同字 1 85番 6 地先 まで	旧	5.1 ～ 35.4	467.7
				新	5.1 ～ 41.4	467.7

宮崎県告示第 134号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年 3 月 3 日から平成26年 3 月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 4 48号	串間市大字 市木字本牧 4 番1055か ら同市同大 字同字 4 番 1063まで	旧	14.8～ 53.0	70.0
				新	27.4～ 141.4	70.0

宮崎県告示第 135号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年 3 月 3 日から平成26年 3 月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
7	県道	緒方高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 岩戸字才田 5356番 6 地 先から同郡 同町同大字 同字5345番 2 地先まで	旧	5.2 ～ 8.8	111.0
				新	7.0 ～ 18.6	111.0

宮崎県告示第 136号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年 3 月 3 日から平成26年 3 月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
235	県道	檜原細 見線	延岡市北方 町二股字元 屋敷亥 612 番47地先か ら同市同町 二股同字亥 612番41地 先まで	旧	3.9 ～ 8.3	162.1
				新	5.4 ～ 9.9	162.1

宮崎県告示第 137号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年 3 月 3 日から平成26年 3 月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡美 郷町北郷区 黒木字ヨリ キ 189番 2 地先から同 郡同町同区 黒木同字 1 85番 6 地先	平成26年 3 月 3 日

まで

宮崎県告示第 138号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年 3 月 3 日から平成26年 3 月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 4 48号	串間市大字市木字本牧 4 番1055から同市同大字同字 4 番 1063まで	平成26年 3 月 3 日

宮崎県告示第 139号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年 3 月 3 日から平成26年 3 月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
7	県道	緒方高千穂線	西臼杵郡高千穂町大字岩戸字才田 5356番 6 地先から同郡同町同大字同字5345番 2 地先まで	平成26年 3 月 3 日

宮崎県告示第 140号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年 3 月 3 日から平成26年 3 月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
235	県道	檜原細見線	延岡市北方町二股字元屋敷亥 612 番47地先から同市同町二股同字亥 612番41地先まで	平成26年 3 月 3 日

公 告

建築士法（昭和25年法律第 202号）第13条の規定により、平成26年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の 6 第 1 項に規定する宮崎県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成26年 3 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 試験の日時

試験の区分	学科の試験	設計製図の試験
二級建築士試験	平成26年 7 月 6 日（日曜日） 午前10時00分から午後 5 時10分まで	平成26年 9 月14日（日曜日） 午前11時00分から午後 4 時00分まで
木造建築士試験	平成26年 7 月27日（日曜日） 午前10時00分から午後 5 時10分まで	平成26年10月12日（日曜日） 午前11時00分から午後 4 時00分まで

2 試験の場所

試験の区分	学科の試験	設計製図の試験
二級建築士試験	宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 1 J A アズムホール別館	宮崎市錦町 1 丁目10番地 宮崎グリーンズフィア 壱番館（宮崎駅前ビル西口） K I T E N（きてん） 8 階
木造建築士試験	宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 1 J A アズムホール 2 階	宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 1 J A アズムホール 2 階

3 受験申込受付場所、受付期間及び受付時間

受 付 場 所	受付期間及び受付時間
宮崎市別府町 2 番12号 宮崎建友会館 2 階小会議室	平成26年 4 月10日（木曜日）から 平成26年 4 月14日（月曜日）まで の午前10時から午後 5 時まで

4 インターネットによる受験申込

申 込 サ イ ト	受付期間及び受付時間
公益財団法人建築技術教育 普及センターのホームペー ジ (http://www.jaeic.or.jp /)	平成26年 3 月24日（月曜日）午前 10時から平成26年 3 月31日（月曜 日）午後 4 時まで

5 郵送による受験申込

郵 送 先	受付時間
〒 104-0031 東京都中央区京橋 2 丁目14 番 1 号 公益財団法人建築技術教育 普及センター 本部	平成26年 3 月17日（月曜日）から 平成26年 3 月31日（月曜日）まで

6 受験手数料

16,900円

7 その他

その他の詳細については、宮崎県県土整備部建築住宅課（電話 0985-26-7195）、公益財団法人建築技術教育普及センター九州支部（電話 092-471-6310）又は社団法人宮崎県建築士会（電話0985-27-3425）まで問い合わせること。

県議会告示

宮崎県議会議会運営委員会委員の定数をここに公表する。

平成26年 3 月 3 日

宮崎県議会議長 福 田 作 弥

宮崎県議会告示第 1 号

宮崎県議会議会運営委員会委員の定数

宮崎県議会委員会条例（昭和31年宮崎県条例第47号）第 4 条の規定により、宮崎県議会議会運営委員会委員の定数を 8 人と定めた。

なお、宮崎県議会議会運営委員会委員の定数（平成25年宮崎県議会告示第 3 号）は、廃止する。